

教 高 第 1 2 5 号
令和4年（2022年）4月14日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局長 堀 本 厚

令和4年度における修学旅行等について（通知）

このことについては、令和4年3月18日付け教健体第2292号通知「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」に基づき対応いただいているところですが、道内外の新規感染者数は、高止まりの傾向にあり、引き続き、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校の教育活動を継続し、子ども一人一人の学びを保障していくことが重要です。

つきましては、修学旅行や宿泊研修などの宿泊を伴う行事の実施においては、衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策の徹底を図り、児童生徒の健康・安全を十分に考慮した上で、次の留意事項を踏まえ、適切に対応するようお願いいたします。

記

- 1 修学旅行等の教育的意義を踏まえ、可能な限り実施できるようにすること。その際、感染が拡大している地域を旅行先や宿泊先とすることや、感染リスクの高い活動を実施することについて慎重に検討すること。
また、保護者の意向を十分踏まえるとともに、旅行先の受入れの可否などについても確認すること。
- 2 実施に当たっては、児童生徒が道内の歴史や文化について学びを深める機会とすることができるようにし、特に、小・中学校においては、学習指導要領等において、現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌについて取り扱うよう示されていることも踏まえ、「ウポポイ」などの施設の活用のほか、世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」などの歴史・文化について学習できる教育資源の活用も検討すること。
なお、道内で実施する修学旅行等については、道が実施する教育旅行支援事業支援金（貸切バス等の追加借上、宿泊部屋数増への支援）の活用が可能であること。
- 3 市町村教育委員会においては、令和4年4月以降に予定していた修学旅行等を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能であることから、首長部局と相談の上、適切に対応すること。
- 4 令和3年10月11日付け教義第683号通知「修学旅行の実施について」及び令和3年11月30日付け事務連絡「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）」に基づき、感染症対策を徹底すること。特に、修学旅行中の児童生徒の体調変化に留意し、検温・健康観察を行うとともに、別添「修学旅行等における宿泊施設入館前情報共有シート」を活用し、宿泊施設等と情報共有すること。

（ 高 校 教 育 課 ）
（ 義 務 教 育 課 ）
（ 特 別 支 援 教 育 課 ）